

# 平方北小学校再編検討協議会ニュースレター

No.8 令和8年2月10日発行

第8回では「平方北小学校再編検討協議会 協議報告書」作成に向けて協議を行いました。次回の会議では、委員からの意見を反映させ、報告書（案）の協議を予定しています。

## 1. 協議報告書（素案）の構成について

○報告書構成案

### 平方北小学校 再編検討協議会 協議報告書 （素案）

	はじめに
第1章	上尾市立平方北小学校再編検討協議会
第2章	平方北小学校の概要
第3章	協議内容・結果
第4章	まとめ

## 2. 報告書の協議内容について

これまでの協議内容の振り返りながら、「第3章 協議内容・結果」の内容を確認しました。

### （1）学校規模の適正化に関すること

#### 論点1 学校規模の考え方

- ・アンケートでは、小学校の適切なクラス数が3クラスであるという回答が最も多くなっている。
- ・上尾市では、望ましい学校規模を「12学級以上18学級以下（特別支援学級を除く）」としている。

#### 論点2 学校規模の適正化により見込まれる教育効果

- ・教育環境面ではクラス替えができる等、教員配置面ではバランスのとれた教職員配置が可能など、学校運営面では校務負担の分散・軽減などが見込まれる。

#### 論点3 小規模校のメリット・デメリット

- ・メリット（例）一人一人の学習状況を的確に把握でき、きめ細かな指導が行いやすい。
- ・デメリット（例）クラス替えが全部又は一部の学年でできない。

#### 論点4 教職員一人当たりの校務分掌の負担

- ・小規模校は教員の配置が少なくなるため、一人当たりの校務分掌が多くなる。

#### 論点5 関係者の意向（アンケート調査結果）

- ・保護者は小規模校について「どちらかというともメリットの方が大きい」と考えている者が多いが、教員は「どちらかというともデメリットの方が大きい」と考えている者が多かった。

### ◎小規模校にはメリットもあるがデメリットが大きいため、適正規模化が必要である。

- ・メリットは、人数が少ないため子供たちに教員の目が行き届くことや他学年との交流がしやすいことである。
- ・デメリットは、教員負担が大きいことやクラス替えができないことである。
- ・特にクラス替えができないことは子供への負担が大きいのではないかということから、メリットよりもデメリットの方が大きく感じるため、適正規模化が必要である。

#### 《委員の意見》

- ・（地域住民）主体をどこにするのかを明確にしてメリット・デメリットを記載した方が、読み手はわかりやすいのではないかなと思います。例えば、自分の子供や関係する子供の立場ではメリットだが、全体にとってはデメリットになるかもしれない。学校側から見たメリット・デメリットと個人で見たメリット・デメリットは違ってくると思います。
- ・（地域住民）絶対に小規模より大規模の方が良いというのではなく、現行の枠組みの中ではこうであるというのがわかるような形に変えていただけたらいいのかなと思います。

## (2) 再編方法に関すること

### 論点6 再編方法

- ・「通学区域を拡大し他校の児童を平方北小学校へ編入する」手法と、平方北小学校の児童が隣接する他の学校に編入する「平方北小学校の児童が他校へ編入する」手法が考えられる。

### 論点7・8「通学区域を拡大し他校の児童を平方北小学校へ編入する」手法①、②

- ・シミュレーションで適正規模にならず、近隣校の規模も縮小するため難しい。

### 論点9 関係者の意向（アンケート調査結果）

- ・平方北小の近隣校の学区に住む未就学児保護者に行ったアンケート結果では、「平方北小を選択できる場合に平方北小を選択するか」との設問に対して、9割が「選択しない」と回答した。

### 論点10「平方北小学校の児童が他校へ編入する」

- ・他の小規模校が適正規模になったり、規模を維持することができる。

◎「通学区域を拡大し平方北小学校に児童を編入させる」手法による場合は、学校の適正規模化が難しく、「平方北小学校の児童が他校へ編入する」手法が現実的である。

#### 《委員の意見》

- ・（未就学児保護者）私たち委員は参加していたので、流れが分かっていますし細かい内容や発言も全部分かってしまうので、初見の人にどれくらい伝わるのかなというのは気になります。
- ・（現役保護者）学校の距離感など位置関係が地元の人でないと分からないと思うので、図があった方がよいなと思いました。

## (3) 再編に伴う影響に関すること

### 論点11 他校へ編入する場合の児童への影響

- ・通学区域を分けない場合は、全員で同じ学校に行けるため人間関係の維持ができるが、通う学校によっては通学距離が遠くなりすぎたり、危険な個所を通る必要がある児童が多くなる。
- ・通学区域を分ける場合は距離が近い学校に通えるが、少人数で別々の学校に編入することになる児童がいるため、特例措置が必要である。

### 論点12 通学区域を分割して編入した場合の特例措置

- ・特例措置① 選択できる小学校は距離の近い学校のみ選択できる。
- ・特例措置② 対象者は再編時の在校生とそのきょうだい児に限る。
- ・特例措置③ 中学校は選択制とする。

### 論点13 通学方法

- ・通学距離が1.5kmを越える場合は通学方法について検討することとしている。

### 論点14 再編の時期

- ・「準備ができ次第再編をする」か「6年間で段階的に再編する」手法が考えられる。

◎編入に当たっては通学区域を分ける方が望ましいが、区域外の学校にも通学できる特例措置を設定することが望ましい。

◎通学距離や安全を考慮して徒歩で通える学校を保護者に選んでいただく方が良い。

◎再編は段階的に実施するのではなく、準備ができ次第行うのが現実的である。

#### 《委員の意見》

- ・（地域住民）上尾市では初めての事例ですので、私を含めて皆が雲を掴むような形でしたが、この素案でまとまってきたような感じがしています。
- ・（現役保護者）この報告書だけで審議会にかけられてしまうと少し思いが違う部分が出てくるかなと思います。再編方法を決定する際は、議事録をしっかりと読んでいただきたいです。

## 発行元・連絡先・資料について

発行：上尾市教育委員会 教育総務課 新しい学校づくり推進室  
〒362-8501 上尾市本町3-1-1

TEL：048-775-9469（直通）

第8回の協議会の会議録、資料は右記の二次元コードからご確認いただけます。

